

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後			改正前		
(1) 引用の法令番号			(1) 引用の法令番号		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
し	(省略)	(省略)	し	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		商法	明治32年法律第48号
ち	(省略)	(省略)	ち	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		長期信用銀行法	昭和27年法律第187号
と	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	平成10年法律第104号	と	(新設)	(新設)
	登録免許税法	昭和42年法律第35号		(同左)	(同左)
<p>国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 国税の納付義務の承継等</p> <p>第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>1 相対的効力の原則</p> <p>2 連帯納付義務者の破産</p> <p>3 相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係</p> <p>4 相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続</p> <p>第3章 国税の納付及び徴収</p> <p>第3節 雑則</p> <p>第41条関係 第三者の納付及びその代位</p>			<p>国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 国税の納付義務の承継等</p> <p>第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>1 連帯納付義務者の負担部分</p> <p>2 その他の事由の相対的効力</p> <p>3 相続税法第34条の連帯納付責任者の1人について生じた納付等の効果</p> <p>4 相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続</p> <p>第3章 国税の納付及び徴収</p> <p>第3節 雑則</p> <p>第41条関係 第三者の納付およびその代位</p>		

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第42条関係 債権者の代位<u>及び</u>詐害行為の取消し</p>	<p>第42条関係 債権者の代位<u>および</u>詐害行為の取消し</p>
<p>債権者代位権</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税者の資力との関係</li> <li>2 詐害行為取消権等の代位行使</li> <li>3 <u>削除</u></li> </ol> <p><u>詐害行為取消権</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 <u>財産権を目的とする行為</u></li> <li>5 納税者の悪意</li> <li>6 <u>詐害行為後に成立した国税</u></li> <li>7 <u>納税者の無資力</u></li> <li>8 <u>同時交換的な行為</u></li> <li>9 <u>代物弁済等</u></li> <li>10 <u>転得者の悪意</u></li> <li>11 <u>財産の返還請求権の差押え</u></li> <li>12 取消し後の滞納処分等</li> <li>13 <u>会社法第832条等との関係</u></li> </ol>	<p>債権者代位権</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税者の資力との関係</li> <li>2 詐害行為取消権等の代位行使</li> <li>3 <u>繰上保全差押え等の場合の代位</u></li> <li>4 <u>納税者への通知</u></li> </ol> <p><u>詐害行為取消権</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 納税者の悪意</li> <li>6 <u>債務の弁済等と詐害行為の成否</u></li> <li>7 <u>国税の成立前にした法律行為</u></li> <li>8 <u>第二次納税義務者等がある場合</u></li> <li>9 <u>被告と訴えの内容</u> (新設)</li> <li>10 取消し後の滞納処分等 (新設)</li> <li>11 <u>商法第118条等との関係</u></li> </ol>
<p>第4章 納税の猶予及び担保</p>	<p>第4章 納税の猶予及び担保</p>
<p>第2節 担保</p>	<p>第2節 担保</p>
<p>第50条関係 担保の種類</p>	<p>第50条関係 担保の種類</p>
<p>担保の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 确实と認める社債その他の有価証券</li> <li>2 立木</li> <li>3 担保として適格ではない財団</li> <li>4 保険の範囲</li> </ol>	<p>担保の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 确实と認める社債その他の有価証券</li> <li>2 立木</li> <li>3 担保として適格ではない財団</li> <li>4 保険の範囲</li> </ol>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>5 保険の金額</p> <p>6 確実と認める保証人</p> <p>7 法人による保証</p> <p><u>7-2 納税者の履行状況に関する保証人への通知</u></p> <p>8 担保提供の順位</p> <p><b>担保の額</b></p> <p>9 担保の額</p> <p>10 担保財産の見積価額</p> <p style="text-align: center;"><b>第52条関係 担保の処分</b></p> <p><b>担保の処分</b></p> <p>1 不服申立てに係る国税の担保の処分</p> <p>2 会社更生法との関係</p> <p><b>担保財産の処分</b></p> <p>3 担保財産の差押え</p> <p><b>保証人からの徴収</b></p> <p><u>3-2 個人の保証人に対する取消しの通知</u></p> <p>4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき</p> <p>5 換価の制限</p> <p><b>保証と主たる納税義務との関係</b></p> <p>6 納税の猶予</p> <p>7 換価の猶予</p> <p>8 滞納処分の停止による消滅</p> <p>9 <u>時効の完成猶予及び更新のための訴え</u></p> <p>10 催告の抗弁権等</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 国税の還付及び還付加算金</b></p>	<p>5 保険の金額</p> <p>6 確実と認める保証人</p> <p>7 法人による保証 (新設)</p> <p>8 担保提供の順位</p> <p><b>担保の額</b></p> <p>9 担保の額</p> <p>10 担保財産の見積価額</p> <p style="text-align: center;"><b>第52条関係 担保の処分</b></p> <p><b>担保の処分</b></p> <p>1 不服申立てに係る国税の担保の処分</p> <p>2 会社更生法との関係</p> <p><b>担保財産の処分</b></p> <p>3 担保財産の差押え</p> <p><b>保証人からの徴収</b> (新設)</p> <p>4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき</p> <p>5 換価の制限</p> <p><b>保証と主たる納税義務との関係</b></p> <p>6 納税の猶予</p> <p>7 換価の猶予</p> <p>8 滞納処分の停止による消滅</p> <p>9 時効中断の訴え</p> <p>10 催告の抗弁権等</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 国税の還付及び還付加算金</b></p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<b>第56条関係 還付</b>	<b>第56条関係 還付</b>
<b>還付</b>	<b>還付</b>
1 国税にかかる過誤納金	1 国税にかかる過誤納金
2 源泉徴収等による国税の過誤納金の還付	2 源泉徴収等による国税の過誤納金の還付
3 <u>第二次納税義務者</u> への還付	3 <u>第2次納税義務者</u> への還付
4 国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付	4 国税の保証人または第三者の納付にかかる過誤納金の還付
5 連帯納付義務者等への還付	5 連帯納付義務者への還付
6 相続人への還付	6 相続人への還付
7 無能力者への還付	7 無能力者への還付
8 破産者等への還付	8 破産者等への還付
9 還付金等の譲受人への還付	9 還付金等の譲受人への還付
10 強制執行がされた還付金等の取扱い	10 強制執行がされた還付金等の取扱い
11 仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い	11 仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い
12 滞納処分がされた還付金等の取扱い	12 滞納処分がされた還付金等の取扱い
13 還付金等の請求権について相続があった場合	13 還付金等の請求権について相続があった場合
<b>還付金等の引継ぎ</b>	<b>還付金等の引継ぎ</b>
14 納税地に異動があった場合の引継ぎ	14 納税地に異動があった場合の引継ぎ
15 充当のための引継ぎ	15 充当のための引継ぎ
<b>第57条関係 充当</b>	<b>第57条関係 充当</b>
<b>充当</b>	<b>充当</b>
1 還付を受けるべき者	1 還付を受けるべき者
2 納付すべきこととなっている国税	2 納付すべきこととなっている国税
3 譲渡等にかかる還付金等の充当	3 譲渡等にかかる還付金等の充当
4 破産宣告があつた場合の還付金等の充当	4 破産宣告があつた場合の還付金等の充当
5 支払決定後における充当	5 支払決定後における充当
6 充当適状前の充当	6 充当適状前の充当
7 充当の順位	7 充当の順位

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>充当適状</b></p> <p>8 特殊な場合の充当適状の日</p> <p>9 還付金等が生じた時</p> <p>10 滞納処分費の生じた時</p> <p style="text-align: center;">第58条関係 還付加算金</p> <p><b>還付加算金の計算</b></p> <p>1 支払決定</p> <p>2 過納金</p> <p>3 納付があつた日</p> <p>4 更正があつた日</p> <p>5 相続により分割承継された場合</p> <p>6 譲渡又は転付命令があつた場合</p> <p>7 還付金等が滞納処分により差し押えられた場合</p> <p>8 <u>第二次納税義務者</u>の納付にかかる過誤納金の場合</p> <p><b>除算期間</b></p> <p>9 除算期間の終期</p> <p>10 仮差押え</p> <p>11 仮差押期間</p> <p><b>後発的事由により生じた過誤納金にかかる還付加算金の計算</b></p> <p>12 適法な納付に影響を及ぼすことなく</p> <p>13 法律の規定に基づき過納となつたとき</p> <p><b>還付加算金の不加算</b></p> <p>14 還付加算金が加算されない場合</p> <p style="text-align: center;">第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限</p> <p style="text-align: center;">第2節 国税の徴収権の消滅時効</p>	<p><b>充当適状</b></p> <p>8 特殊な場合の充当適状の日</p> <p>9 還付金等が生じた時</p> <p>10 滞納処分費の生じた時</p> <p style="text-align: center;">第58条関係 還付加算金</p> <p><b>還付加算金の計算</b></p> <p>1 支払決定</p> <p>2 過納金</p> <p>3 納付があつた日</p> <p>4 更正があつた日</p> <p>5 相続により分割承継された場合</p> <p>6 譲渡または転付命令があつた場合</p> <p>7 還付金等が滞納処分により差し押えられた場合</p> <p>8 <u>第2次納税義務者</u>の納付にかかる過誤納金の場合</p> <p><b>除算期間</b></p> <p>9 除算期間の終期</p> <p>10 仮差押え</p> <p>11 仮差押期間</p> <p><b>後発的事由により生じた過誤納金にかかる還付加算金の計算</b></p> <p>12 適法な納付に影響を及ぼすことなく</p> <p>13 法律の規定に基づき過納となつたとき</p> <p><b>還付加算金の不加算</b></p> <p>14 還付加算金が加算されない場合</p> <p style="text-align: center;">第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限</p> <p style="text-align: center;">第2節 国税の徴収権の消滅時効</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第72条関係 国税の徴収権の消滅時効</p> <p><u>徴収権の時効の起算日</u></p> <p>1 徴収権を行使することができる日</p> <p><u>民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新</u></p> <p>2 <u>裁判上の請求</u></p> <p>3 <u>催告</u></p> <p>4 <u>滞納処分</u></p> <p>5 <u>搜索</u></p> <p>6 <u>承認</u></p> <p>7 <u>一部納付</u></p> <p>第73条関係 時効の<u>完成猶予及び更新</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>時効の停止</p> <p>1 当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税</p> <p><u>延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新</u></p> <p>2 時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等</p> <p>3 納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等</p> <p>第5条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p>相続人が2人以上ある場合の承継税額</p>	<p>第72条関係 国税の徴収権の消滅時効</p> <p>(新設)</p> <p>徴収権を行使することができる日</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第73条関係 時効の<u>中断および停止</u></p> <p><u>民法の規定の準用による時効の中断</u></p> <p>1 <u>催告</u></p> <p>2 <u>搜索</u></p> <p>3 <u>承認</u></p> <p>4 <u>一部納付</u></p> <p>時効の停止</p> <p>5 当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税および利子税</p> <p><u>延滞税または利子税についての時効の中断</u></p> <p>6 <u>時効が中断する延滞税または利子税</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5条関係 相続による国税の納付義務の承継</p> <p>相続人が2人以上ある場合の承継税額</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(連帯納付義務の場合)</p> <p>13 連帯納付義務者の1人が死亡した場合において、その相続人が2人以上あるときは、各相続人は被相続人の連帯納付義務に<u>係る</u>国税を、この条第2項の規定による相続分によりあん分して計算した額につき、他の連帯納付義務者とともに連帯して納付する義務を承継する。<u>この場合、相続人相互間には納付責任の関係のみが生じ、連帯納付義務の関係は生じないものとする（昭和34.6.19最高判参照）。</u></p> <p>納付責任</p> <p>(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)</p> <p>16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、連帯納付責任、第二次納税義務、国税の保証債務又は納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者若しくは連帯納付責任者、主たる納税者又は他の相続人の履行により消滅したときにおけるこの条第3項の「同項の規定により計算した国税の額」は、その消滅した額（連帯納付義務にあつては、消滅した額のうちその<u>相続人の負担部分</u>に<u>応じた額</u>を超える額）を控除した額とする。</p> <p>第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>(削除)</p> <p>(相対的効力の原則)</p>	<p>(連帯納付義務の場合)</p> <p>13 連帯納付義務者の1人が死亡した場合において、その相続人が2人以上あるときは、各相続人は被相続人の連帯納付義務に<u>かかる</u>国税を、この条第2項の規定による相続分によりあん分して計算した額につき、他の連帯納付義務者とともに連帯して納付する義務を承継し、<u>相続人相互間には納付責任の関係が生ずることとなり、それ以上の連帯納付義務の関係は生じないものとする（昭和34.6.19最高判参照）。</u></p> <p>納付責任</p> <p>(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)</p> <p>16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、連帯納付責任、第二次納税義務、国税の保証債務又は納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者若しくは連帯納付責任者、主たる納税者又は他の相続人の履行により<u>消滅したときにおけるこの条第3項の「同項の規定により計算した国税の額」</u>は、その消滅した額（連帯納付義務にあつては、消滅した額のうちその負担部分を超える額）を控除した額とする。</p> <p>第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用</p> <p>(連帯納付義務者の負担部分)</p> <p>1 <u>民法第437条（連帯債務者の一人に対する免除）又は第439条（連帯債務者の一人についての時効の完成）の規定を準用する場合における連帯納付義務者の負担部分は、納税者間に特約があるときはそれにより（会社法第843条第3項参照）、特約がないときで、共有物の持分又は共同事業等により受ける利益の割合が納税者間において異なるときはその持分又は受ける利益の割合により（民法第253条、第674条参照）、これによっても定まらないときは平等とする。</u></p> <p>(その他の事由の相対的効力)</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>1 連帯納付義務者の1人につき生じた履行による納付義務の消滅の効果は、他の連帯納付義務者にも及ぶが、それ以外の事由、例えば、次に掲げるものの効力は、他の連帯納付義務者には及ばない（民法第441条参照）。</u></p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 差押え、督促又は納付等による時効の完成猶予及び更新</p> <p>(4) <u>免除、時効又は滞納処分の停止による消滅</u></p> <p><u>（連帯納付義務者の破産）</u></p> <p><u>2 連帯納付義務者の全員又は数人若しくは1人について破産手続開始の決定があった場合には、それぞれの破産手続において、連帯納付義務に係る国税の全額につき交付要求をすることができる（破産法第104条第1項参照）。</u></p> <p><u>（相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係）</u></p> <p><u>3 相続税又は贈与税の納付義務について生じた事由の相続税法第34条に規定する連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の相続税又は贈与税の納付義務に対する効力は、次によるものとする（平成13. 9. 28大阪高判参照）。</u></p> <p>(1) <u>相続税又は贈与税の納税義務者がその相続税又は贈与税を履行したときは、その履行後の相続税又は贈与税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</u></p> <p>また、連帯納付責任者（相続により連帯納付責任を承継した者を含む。）が連帯納付責任に基づき相続税又は贈与税を履行したときは、その範囲内において<u>相続税又は贈与税の納付義務は消滅する。</u></p> <p>(2) <u>相続税又は贈与税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項による消滅又は時効による消滅（以下(2)において「免除等」という。）があったときは、免除等の後の相続税又は贈与税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</u></p> <p>なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、相続税又は贈</p>	<p><u>2 連帯納付義務者の1人につき生じた履行、請求、免除、時効消滅及び滞納処分の停止による消滅以外の事由、例えば、次に掲げるものの効力は、他の連帯納付義務者には及ばない。</u></p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 差押え又は<u>債務の承認等</u>による時効の<u>中断</u>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（相続税法第34条の連帯納付責任者の1人について生じた納付等の効果）</u></p> <p><u>3 相続税若しくは贈与税を納税義務者が履行したとき、又は納税義務者について免除がされ、時効が完成し、若しくは滞納処分の停止による消滅があったときは、他の者に係る相続税法第34条に規定する連帯納付責任額は、その基因となった相続税又は贈与税の残額の範囲内においてなお存続するものとする。</u></p> <p>なお、<u>相続税法第34条に規定する連帯納付責任者につき生じた履行及び請求以外の事由は、相続税又は贈与税の納税義務者には及ばない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>与税の納付義務は消滅しない。</u></p> <p>(3) <u>相続税又は贈与税に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付責任に及ぶ（民法第457条1項、平成20. 4. 30東京高判参照）。</u></p> <p><u>なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、相続税又は贈与税の納付義務には及ばない（民法第458条、第441条参照）。</u></p> <p>(削除)</p> <p><b>（相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続）</b></p> <p>4 相続税法第34条に規定する連帯納付責任の徴収手続は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) (1)から(3)までに定めるところによることができない者に係る連帯納付責任については、その基因となる相続税又は贈与税の納税地を所轄する税務署長が、<u>納付通知及び督促</u>をすることにより行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9条の3 関係 法人の分割に係る連帯納付の責任</b></p> <p><b>（分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係）</b></p> <p>3 分割前国税の納付義務について生じた事由の連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の分割前国税の納付義務に対する効力は、<u>次によるものとする（第8条関係3参照）。</u></p> <p>(1) 分割をした法人がその分割前国税を<u>履行</u>したときは、その<u>履行後</u>の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</p> <p>また、連帯納付責任者が連帯納付責任に<u>基づき</u>分割前国税を<u>履行</u>したときは、その範囲内において分割前国税の納付義務は消滅する。</p> <p>(2) 分割前国税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項による消滅又は時効による消滅（以下(2)において「免除等」という。）があったときは、免</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(注) 連帯納付責任者のうちに相続により連帯納付責任を承継した者がある場合において、連帯納付責任を履行したときは、上記本文と同様である。</u></p> <p><b>（相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続）</b></p> <p>4 相続税法第34条に規定する連帯納付責任の徴収手続は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) (1)から(3)までに定めるところによることができない者に係る連帯納付責任については、その基因となる相続税又は贈与税の納税地を所轄する税務署長が、<u>納税の告知及び督促</u>をすることにより行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9条の3 関係 法人の分割に係る連帯納付の責任</b></p> <p><b>（分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係）</b></p> <p>3 分割前国税の納付義務について生じた事由の連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の分割前国税の納付義務に対する効力は、<u>次のとおりである（平成13. 9. 28大阪高判参照）。</u></p> <p>(1) 分割をした法人がその分割前国税を<u>納付</u>したときは、その<u>納付後</u>の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</p> <p>また、連帯納付責任者が連帯納付責任の<u>履行として</u>分割前国税を<u>納付</u>したときは、その範囲内において分割前国税の納付義務は消滅する。</p> <p>(2) 分割前国税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項<u>（滞納処分</u>の<u>停止の要件等</u>）による消滅又は時効による消滅（以下(2)において「免除等」と</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>除等の後の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</p> <p>なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、分割前国税の納付義務は消滅しない。</p> <p>(3) 分割前国税に係る徴収権の時効の<u>完成猶予及び更新</u>の効果は連帯納付責任に及ぶ（民法第457条1項、平成20.4.30東京高判参照）。</p> <p>なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の<u>完成猶予及び更新</u>の効果は、分割前国税の納付義務には及ばない（民法第458条、<u>第441条</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第34条関係 納付の手続</b></p> <p>（弁済充当の順位）</p> <p>3 納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、民法第488条<u>及び第491条</u>（弁済充当）に定めるところに準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第41条関係 第三者の納付<u>及び</u>その代位</b></p> <p>（連帯納付義務者等が履行した場合）</p> <p>3 連帯納付義務者、第二次納税義務者、国税の保証人<u>又は</u>納付責任を負う者が、それらの連帯納付義務等の履行に基づく求償権を有する場合には、その者はこの条第2項の正当な利益を有する第三者として国に代位できるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第42条関係 債権者の代位<u>及び</u>詐害行為の取消し</b></p> <p>債権者代位権</p> <p>（納税者の資力との関係）</p> <p>1 この条の規定に基づき債権者代位権（以下この条関係において「代位権」とい</p>	<p>いう。）があったときは、免除等の後の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。</p> <p>なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、分割前国税の納付義務は消滅しない。</p> <p>(3) 分割前国税に係る徴収権の時効<u>中断</u>の効果は連帯納付責任に及ぶ。</p> <p>なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効<u>中断</u>の効果は、<u>請求によるものを除き</u>、分割前国税の納付義務には及ばない（民法第458条、<u>第434条</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第34条関係 納付の手続</b></p> <p>（弁済充当の順位）</p> <p>3 納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、民法第488条<u>から第490条まで</u>（弁済充当）に定めるところに準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第41条関係 第三者の納付<u>および</u>その代位</b></p> <p>（連帯納付義務者等が履行した場合）</p> <p>3 連帯納付義務者、第二次納税義務者、国税の保証人<u>および</u>納付責任を負う者が、それらの連帯納付義務等の履行に基づく求償権を有する場合には、その者はこの条第2項の正当な利益を有する第三者として国に代位できるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第42条関係 債権者の代位<u>および</u>詐害行為の取消し</b></p> <p>債権者代位権</p> <p>（納税者の資力との関係）</p> <p>1 この条の規定に基づき債権者代位権（以下この条関係において「代位権」とい</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>う。)を行使するのは、国税を保全するため必要がある場合に<u>限られることから</u>（民法第423条第1項）、納税者（第二次納税義務者及び保証人を含む。以下この条関係において同じ。）が無資力の場合に代位権を行使する（明治39.11.21大判）。<u>ただし、徴収法第158条第4項の規定に基づき設定したものとみなされる抵当権の登記手続請求権を保全する場合において、その抵当権付財産が第三者名義となっているため納税者がその第三者に対して有する登記手続請求権を代位行使する必要があるときには、納税者が無資力でなくても、代位権を行使することができる</u>（民法第423条の7、明治43.7.6大判参照）。</p> <p>（注）納税者が無資力であるかどうかの判定に<u>当たっては</u>、第二次納税義務者、保証人等の有無<u>及び</u>その資力は考慮する必要がない。</p> <p>（詐害行為取消権等の代位行使）</p> <p>2 納税者の有する代位権<u>又は</u>詐害行為取消権（以下この条関係において「取消権」という。）も、この条の代位の対象になるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>（削除）</p>	<p>う。)を行使するのは、国税を保全するため必要がある場合に<u>限るものとする。したがって</u>、納税者（第二次納税義務者<u>および</u>保証人を含む。以下この条関係において同じ。）が無資力の場合に代位権を行使する（明治39.11.21大判）<u>が、国の特定の権利（たとえば、徴収法第158条第4項の規定に基づき設定した抵当権の登記請求権）を保全するため納税者が第三者に対して有する特定の権利（たとえば、上記の抵当権付財産が他人名義となつてい</u>るときの登記請求権）を代位行使する必要がある<u>場合には</u>、納税者が無資力でなくても、代位権を行使する（明治43.7.6大判）。</p> <p>（注）納税者が無資力であるかどうかの判定に<u>あたつては</u>、第二次納税義務者、保証人等の有無<u>および</u>その資力は考慮する必要がない。</p> <p>（詐害行為取消権等の代位行使）</p> <p>2 納税者の有する代位権<u>または</u>詐害行為取消権（以下この条関係において「取消権」という。）も、この条の代位の対象になるものとする。</p> <p>（<u>線上保全差押え等の場合の代位</u>）</p> <p>3 <u>線上保全差押えまたは保全差押えをする場合において必要があるときは、線上保全差押金額または保全差押金額にかかる国税に基づいて、民法第423条第2項（裁判上の代位）の規定による代位権の行使をするものとする（非訟事件手続法72条から79条まで参照）。</u></p> <p>（<u>納税者への通知</u>）</p> <p>4 <u>代位権の行使に着手した場合には、その旨を納税者に通知するものとする。ただし、非訟事件手続法第76条第1項の告知がされているときは、この通知を要しない。</u></p> <p>（注）<u>納税者は、上記の通知もしくは告知を受けたときまたは国が代位権の行使に着手したことを了知したときは、その権利について国の代位行使を妨げる行為をすることができない（非訟事件手続法76条2項、昭和14.5.16大判）。</u></p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><b>詐害行為取消権</b></p> <p><u>（財産権を目的とする行為）</u></p> <p>4 <u>取消権の対象となる行為は、財産権を目的とする行為である（民法第424条第2項）。したがって、離婚に伴う財産分与（同法第768条）、遺産分割協議（同法第907条）、会社の新設分割（会社法第762条）及び保険金受取人の変更（保険法第43条）も詐害行為となり得る（平成12. 3. 9最高判、平成11. 6. 11最高判、平成24. 10. 12最高判、平成18. 12. 21広島高岡山支判参照）。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>（納税者の悪意）</u></p> <p>5 この条の規定に基づく取消権は、納税者が自己の行為により債権者を害する結果になることをその行為の当時<u>知っている</u>場合でなければ成立しないが、<u>債権者を害する意図があることまでは要しない</u>（昭和35. 4. 26最高判）。</p> <p><u>また、この納税者の悪意は、一般的に債権者を害することを<u>知っている</u>れば足り、特に租税債権者を害することを<u>知っている</u>ことは必要でない。</u></p> <p>（注）<u>1 納税者が善意であるときは、それについて過失が<u>あっても</u>、取消権が成立しないことに留意する（大正5. 10. 21大判）。</u></p> <p><u>2 納税者の行為が相当の対価を得てした財産の処分行為（民法第424条の2）である場合は、その対価として取得した金銭その他の財産について、<u>隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この条関係において「隠匿等の処分」という。）をする意思を納税者が有している必要がある（同条第2号）。</u></u></p> <p><u>3 納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為（民法第424条の3）である場合は、納税者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもってその行為を行っている必要がある（同条第1項第2号、第2項第2号）。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>詐害行為取消権</b></p> <p><u>（納税者の悪意）</u></p> <p>5 この条の規定に基づく取消権は、納税者が自己の<u>法律行為</u>により債権者を害する結果になることをその行為の当時<u>知っている</u>場合でなければ成立しない（昭和35. 4. 26最高判）<u>が、この納税者の悪意は、一般的に債権者を害することを<u>知っている</u>れば足り、特に<u>国税</u>を害することを<u>知っている</u>ことは必要でない。</u></p> <p>（注）<u>納税者が善意であるときは、それについて過失が<u>あっても</u>、取消権が成立しないことに留意する（大正5. 10. 21大判）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><b>(詐害行為後に成立した国税)</b></p> <p><u>6 取消権の被保全債権は、詐害行為の前の原因に基づいて生じたものに限られる（民法第424条第3項）から、詐害行為の前に納税義務が成立している国税は取消権の被保全債権となる（昭和42. 3. 14最高判）が、詐害行為の時に納税義務が成立していない国税であっても、その成立の基礎となる法律関係又は事実があり、その成立が高度の蓋然性をもって見込まれる場合には、取消権の被保全債権となる（平成2. 9. 27大阪高判、平成9. 10. 30名古屋高判参照）。</u></p> <p><u>なお、詐害行為の前に国税の納税義務が成立していた場合には、その国税について詐害行為以後に成立した延滞税も取消権の被保全債権となる（昭和63. 10. 20東京高判）。</u></p> <p>(削除)</p> <p><b>(納税者の無資力)</b></p> <p><u>7 この条の規定に基づく取消権を行使するに当たっては、詐害行為の時から取消権を行使する時まで納税者の無資力が継続している必要がある（昭和12. 2. 18大判）。</u></p>	<p><b>(債務の弁済等と詐害行為の成否)</b></p> <p><u>6 次に掲げる行為は、詐害行為になりうるものとする。</u></p> <p><u>(1) 不動産または重要な動産の相当な対価による売却（明治36. 2. 13大判、昭和3. 11. 8大判。昭和39. 11. 17最高判参照）。ただし、有用の資（たとえば、有益な財産の購入資金）の調達を目的とし、かつ、売却代金を現実にその資金に充てている場合を除く（大正6. 6. 7大判、大正13. 4. 25大判）。</u></p> <p><u>(注) 上記ただし書の事実は、取消しの請求を受けた相手方が立証しなければならない（明治44. 10. 3大判）。</u></p> <p><u>(2) 納税者が一部の債権者と通謀し、他の債権者を害する意思をもってした債務の弁済（大正5. 11. 22大判、昭和33. 9. 26最高判）。</u></p> <p><b>(国税の成立前にした法律行為)</b></p> <p><u>7 納税者が、国税の成立前に、その成立を予測しながら悪意でした法律行為は、その国税についても詐害行為になるものとする（昭和32. 12. 5佐賀地判、昭和3. 5. 9大判参照）。</u></p> <p><u>(注) 国税の成立後にした法律行為は、その国税の確定前にした場合であつても、詐害行為となりうることに留意する（昭和42. 3. 14最高判）。</u></p> <p><b>(第二次納税義務者等がある場合)</b></p> <p><u>8 納税者が無資力であるかどうかの判定にあたっては、第二次納税義務者、保証人等から国税の全額を徴収できると認められるときは行なわないものとする。</u></p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、納税者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、<u>第二次納税義務者、保証人等の有無及びその資力は考慮する必要がないが、第二次納税義務者、保証人等から国税の全額を徴収できると認められるときは、<u>取消権を行使しないものとする。</u></u></p> <p><u>（同時交換的な行為）</u></p> <p>8 <u>新たな借入行為とそのための担保の設定等の同時交換的な行為についても、民法第424条の2（相当の対価を得てした財産の処分行為の特則）の規定により、この条の規定に基づく取消権の行使の対象となる。</u></p> <p><u>（代物弁済等）</u></p> <p>9 <u>納税者がした代物弁済等の債務の消滅に関する行為については、民法第424条の3（特定の債権者に対する担保の供与等の特則）の規定により、この条の規定に基づく取消権の行使の対象となる。</u></p> <p><u>なお、納税者と受益者との間に通謀がなかったこと等により代物弁済等が同法第424条の3の規定に該当しない場合であっても、その代物弁済等が過大と認められる部分については、同法第424条の4（過大な代物弁済等の特則）の規定により、この条の規定に基づく取消権の行使の対象となる。</u></p> <p><u>（転得者の悪意）</u></p> <p>10 <u>転得者に対して取消権を行使する場合に必要とされる転得者の悪意とは、その転得者及びその前の全ての転得者（以下この項において「転得者等」という。）が、それぞれの転得の時に、納税者の行為が債権者を害することを知っていることを意味し（民法第424条の5）、取消権の行使の相手方である転得者が、受益者及び他の転得者が悪意であることを知っていることは要しない。</u></p> <p><u>（注）納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為（民法第424条の3）である場合は、その転得者等が、納税者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもってその行為をしたこと（同条第1項第2号、第2</u></p>	<p></p> <p>（新設）</p> <p></p> <p>（新設）</p> <p></p> <p>（新設）</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>項第2号) についても知っている必要がある。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(被告と訴えの内容)</u></p> <p><u>9 取消権を行使する場合の被告および訴えの内容は、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受益者または転得者の善意または悪意の別による処理</u></p> <p><u>イ 受益者が悪意で転得者がない場合</u>  <u>受益者を被告として、詐害行為の取消しとその目的財産の返還の請求（目的財産の返還の請求ができないときは、それに代わる損害賠償の請求）をする。</u></p> <p><u>ロ 受益者が悪意で転得者が善意である場合</u>  <u>受益者を被告として、詐害行為の取消しとその目的財産の返還に代わる損害賠償の請求をする。ただし、転得者の地位に影響を及ぼさないときは、必要に応じ、目的財産の返還の請求をする（大正6.10.3大判）。</u></p> <p><u>ハ 受益者が善意で転得者が悪意の場合</u>  <u>転得者を被告として、詐害行為の取消しとその目的財産の返還の請求（目的財産の返還の請求ができないときは、それに代わる損害賠償の請求）をする。</u></p> <p><u>ニ 受益者および転得者がともに悪意である場合</u>  <u>受益者または転得者のいずれを被告としてもさしつかえなく、また訴えの内容については、受益者を被告とするときはロと同様に、転得者を被告とするときにはハと同様に、それぞれ請求をする（大正9.5.29大判）。</u></p> <p><u>(2) 国税の額が目的財産の価額より少ない場合の処理</u></p> <p><u>イ 詐害行為の目的財産が可分であるときは、国税を徴収できる範囲での詐害行為の一部の取消しとそれに相当する目的財産の一部の返還の請求（目的財産の返還の請求ができないときは、それに代わる損害賠償の請求）をする。</u></p> <p><u>ロ 詐害行為の目的財産が不可分であるときは、詐害行為の全部の取消しと目的財産の返還の請求をする。ただし、目的財産の返還の請求ができないときまたは目的財産の価額が著しく国税の額を超過するときは、国税の額に相当</u></p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>（財産の返還請求権の差押え）</u></p> <p>11 <u>この条の規定に基づく取消権を行使する場合において、その取消しとともに財産の返還若しくはその価額の償還として金銭の支払又は動産若しくは有価証券の引渡しを求めるときは、その取消しの判決の確定により納税者が将来取得すべき金銭の支払請求権又は動産若しくは有価証券の引渡請求権を差し押さえる（12参照）。</u></p> <p><u>なお、詐害行為が取り消される前においては、その差押えに係る取立て等を行うことはできないことに留意する。</u></p> <p><u>（取消し後の滞納処分等）</u></p> <p>12 <u>詐害行為の取消しがあった場合における滞納処分等は、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 財産の返還又はその価額の償還として金銭の支払を受けるときは、判決に基づき、11の差押えに係る債権の取立てを行う。</u></p> <p><u>(2) 返還を受ける財産が動産（金銭を除く。）又は有価証券であるときは、判決に基づき、その引渡しを受けた上で、差し押さえる。ただし、その引渡しに応じないときは、第三者が占有する財産の差押手続に従い差し押さえる。</u></p> <p><u>(3) 返還を受ける財産が不動産その他の財産で、登記等の名義を納税者名義とする必要があるときは、判決に基づき、納税者名義とした上で、差し押さえる。</u></p> <p><u>(4) 返還を受ける財産が(1)から(3)までに定めるもの以外のものであるときは、判決に基づき、返還を受ける財産を納税者へ回復させた上で、差し押さえる。</u></p> <p><u>(5) 徴収法第129条第1項（配当の原則）の規定によって配当した場合において生じた残余金は、同条第3項（滞納者への残余金の交付）の規定により、滞納者に交付する。</u></p> <p><u>(注) 詐害行為が取り消された場合には、受益者又は転得者は、滞納者に対し、その行為についてした反対給付の返還又は価額の償還（その行為が弁済等で</u></p>	<p><u>する詐害行為の一部の取消しとそれに相当する損害賠償の請求をする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（取消し後の滞納処分等）</u></p> <p>10 <u>詐害行為の取消しがあった場合における滞納処分等は、次によるものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>(1) 返還を受ける財産が動産または有価証券であるときは、判決に基づき、その引渡しを受けたうえで、差し押さえる。ただし、その引渡しに応じないときは、第三者が占有する財産の差押手続に従い差し押さえる。</u></p> <p><u>(2) 返還を受ける財産が不動産その他の財産で、登記等の名義を納税者名義とする必要があるときは、判決に基づき、納税者名義としたうえで、差し押さえる。</u></p> <p><u>(3) 詐害行為の目的財産の返還に代わる損害賠償請求権の取立て（支払に応じないときの強制執行を含む。）および取り立てた金銭の処理については、被差押債権の取立て等の処理に準ずる。</u></p> <p><u>(4) 徴収法第129条第1項（配当の原則）の規定によつて配当した場合において生じた残余金は、同条第3項（滞納者への残余金の交付）の規定にかかわらず、取消しの判決を受けた受益者または転得者に交付する（大正8.4.11大判）。</u></p> <p>（新設）</p>



国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>ある場合には消滅に係る債権の履行）を請求することができる（民法第425条の2から第425条の4まで）が、その請求との同時履行（同法第533条）を主張して取消しに係る財産の返還又は価額の償還を拒むことはできない。</u></p> <p><b>（会社法第832条等との関係）</b></p> <p>13 <u>納税者の行為が会社法第832条（持分会社の設立の取消しの訴え）、第863条（清算持分会社の財産処分<sup>の</sup>の取消しの訴え）又は信託法第11条（詐害信託の取消し等）の規定に該当する場合には、それぞれの規定により取消しを請求するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第48条関係 納税の猶予の効果</b></p> <p><b>（時効の停止）</b></p> <p>4 納税の猶予に係る国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない（<u>通則法第73条第4項</u>）。</p> <p><u>（注） 納税の猶予の申請の効果については、第72条関係6参照。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第49条関係 納税の猶予の取消し</b></p> <p><b>（取消し等の通知）</b></p> <p>7 納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者（納税者を除く。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p><u>この場合において、猶予を取り消した日又は短縮された猶予期間の終期から2月以内に個人である保証人に対しその通知をしなかったときは、猶予をした国税に係る延滞税のうち、次に掲げる期間に係るものであって、猶予の取消し又は猶予期間の短縮がなければ通則法第63条第1項本文の規定により免除することがで</u></p>	<p><b>（商法第118条等との関係）</b></p> <p>11 <u>納税者の行為が商法第118条（会社債権者の保護）、第141条（債権者による設立取消しの訴え）（同法第147条および有限会社法第75条第1項において準用する場合を含む。）または信託法第12条（信託による詐害行為の取消し）の規定に該当する場合には、それぞれの規定により取消しを請求するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第48条関係 納税の猶予の効果</b></p> <p><b>（時効の停止）</b></p> <p>4 納税の猶予に係る国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない（<u>通則法73条4項</u>）。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;"><b>第49条関係 納税の猶予の取消し</b></p> <p><b>（取消し等の通知）</b></p> <p>7 納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者（納税者を除く。）に対し、その旨を通知するものとする。</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>きた部分に相当する金額については、その保証人からは徴収することができないことに留意する（民法第458条の3参照）。</u></p> <p>(1) <u>納税の猶予を取り消した場合</u>  <u>猶予を取り消した日から保証人に対する通知をした日又は当初の猶予期間の終期のいずれか早い日までの期間</u></p> <p>(2) <u>納税の猶予期間を短縮した場合</u>  <u>短縮された猶予期間の終期の翌日から保証人に対する通知をした日又は当初の猶予期間の終期のいずれか早い日までの期間</u></p> <p style="text-align: center;">第50条関係 担保の種類</p> <p><u>（納税者の履行状況に関する保証人への通知）</u></p> <p><u>7—2 国税の保証人についても民法第458条の2（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）の規定の適用があるから、保証に係る国税につき保証人から納税者の履行状況に関する情報の請求があったときは、その保証人に対し、遅滞なく、その国税の不履行の有無並びにその残額及びそのうち不履行となっているものの額を通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第50条関係 担保の種類</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p>
<p>担保の処分</p> <p>（不服申立てに係る国税の担保の処分）</p> <p>1 通則法第105条第3項及び第5項（不服申立てに係る国税の担保）の規定により提供された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決又は決定後でなければ処分をしないものとする。</p> <p>なお、<u>再調査の請求についての決定から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる期間内に限る。）</u>は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様とする。</p>	<p>担保の処分</p> <p>（不服申立てに係る国税の担保の処分）</p> <p>1 通則法第105条第3項及び第5項（不服申立てに係る国税の担保）の規定により提供された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決又は決定後でなければ処分をしないものとする。</p> <p>なお、<u>異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間（審査請求をすることができる期間内に限る。）</u>は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様とする。</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><b>担保財産の処分</b>  <b>（担保財産の差押え）</b></p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を差し押さえる。この場合において、その担保財産に滞納処分による先行の差押えがされているときは、参加差押えをする。</p> <p>なお、その財産が納税者以外の第三者に帰属しているときの差押え又は参加差押えの手続は、その第三者を相手方として行い、滞納者に差押え等をした旨を通知する（徴収法基通第54条関係12参照）。</p> <p><u>（注） この場合において、差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力は、差押え等をした旨が滞納者に通知された後でなければ生じない（通則法第72条第3項、民法第154条）。</u></p> <p><u>なお、滞納者に対する通知の前に時効の期間が満了した場合には、時効の完成猶予の効力は生じない。</u></p> <p><b>保証人からの徴収</b>  <b>（個人の保証人に対する取消しの通知）</b></p> <p><u>3—2 国税の担保が個人保証人の保証である場合において、その国税についての延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予（以下この項において「猶予等」という。）を取り消したときは、その保証人に対し、猶予等を取り消した日から2月以内にその取消しを通知しなければ、民法第458条の3（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）の規定により、その保証人からは徴収できない延滞税の額が生じる場合があることに留意する（第49条関係7参照）。</u></p> <p><b>（時効の完成猶予及び更新のための訴え）</b></p> <p>9 保証国税がある場合において、主たる国税が時効により消滅するおそれがあり、<u>時効の完成猶予及び更新のため他に適当な方法がないときは、必要に応じ、主た</u></p>	<p><b>担保財産の処分</b>  <b>（担保財産の差押え）</b></p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を差し押さえる。この場合において、その担保財産に滞納処分による先行の差押えがされているときは、参加差押えをする。</p> <p>なお、その財産が納税者以外の第三者に帰属しているときの差押え又は参加差押えの手続は、その第三者を相手方として行い、滞納者に差押え等をした旨を通知する（徴収法基通第54条関係12参照）。</p> <p>（新設）</p> <p><b>保証人からの徴収</b>  （新設）</p> <p><b>（時効中断の訴え）</b></p> <p>9 保証国税がある場合において、主たる国税が時効により消滅するおそれがあり、<u>時効中断のため他に適当な方法がないときは、必要に応じ、主たる国税の存在確</u></p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>る国税の存在確認の訴えを提起する（昭和39. 3. 26東京地判参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第54条関係 担保の提供等に関する細目</b></p> <p><b>担保の提供手続</b> （担保提供書等の提出）</p> <p>1 国税の担保の提供に当たっては、通則令第16条（担保の提供手続）に規定する書類のほか、次の書類を併せて提出させる。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 担保が、法人又は制限行為能力者（<u>民法第13条第1項第10号（保佐人の同意を要する行為等）</u>に規定する制限行為能力者をいう。）の所有財産である場合には、代表者、法定代理人（その代理行為が同法第826条（利益相反行為）の規定に該当するときは特別代理人）、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及び印鑑証明書</p> <p>(4)・(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第56条関係 還付</b></p> <p>（<u>国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付</u>）</p> <p>4 国税の保証人又は通則法第41条第1項（第三者の納付）に規定する第三者が納付した国税につき生じた過誤納金は、納税者に還付するものとする。</p> <p>なお、国税の保証人が納付時における保証債務の額を<u>超えて</u>納付したことによる過誤納金は、その保証人に還付するものとする。</p> <p>（<u>連帯納付義務者等への還付</u>）</p> <p>5 <u>納税者及びその連帯納付責任者</u>（納付責任を負う相続人を含む。）又は2人以上の<u>連帯納付義務者</u>が納付した国税につき生じた過誤納金は、最後に納付した金</p>	<p>認の訴えを提起する（昭和39. 3. 26東京地判参照）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第54条関係 担保の提供等に関する細目</b></p> <p><b>担保の提供手続</b> （担保提供書等の提出）</p> <p>1 国税の担保の提供に当たっては、通則令第16条（担保の提供手続）に規定する書類のほか、次の書類を併せて提出させる。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 担保が、法人又は制限行為能力者（<u>民法第20条第1項（制限行為能力者の相手方の催告権）</u>に規定する制限行為能力者をいう。）の所有財産である場合には、代表者、法定代理人（その代理行為が同法第826条（利益相反行為）の規定に該当するときは特別代理人）、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及び印鑑証明書</p> <p>(4)・(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;"><b>第56条関係 還付</b></p> <p>（<u>国税の保証人または第三者の納付にかかる過誤納金の還付</u>）</p> <p>4 国税の保証人<u>および</u>通則法第41条第1項（第三者の納付）に規定する第三者が納付した国税につき生じた過誤納金は、納税者に還付するものとする。</p> <p>なお、国税の保証人が納付時における保証債務の額を<u>こえて</u>納付したことによる過誤納金は、その保証人に還付するものとする。</p> <p>（<u>連帯納付義務者への還付</u>）</p> <p>5 <u>2人以上の連帯納付義務者</u>（納付責任を負う相続人を含む。）が納付した国税につき生じた過誤納金は、最後に納付した金額から順次<u>さかのぼって</u>求めた金額</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>額から順次遡って求めた金額を、その納付した者にそれぞれ還付するものとする。この場合、その過誤納金で納付の日を同じくする国税に係るものについては、それぞれの者が納付した額に応じてあん分して計算した額を、それぞれの者に還付するものとする。</p> <p>（還付金等の譲受人への還付）</p> <p>9 還付金等の請求権が譲渡され、民法第467条第1項（債権の譲渡の対抗要件）の規定による通知があつた場合には、その事実を確認し、その譲渡に係る還付金等は、その譲受人に還付する。</p> <p>なお、この場合、その還付金等の請求権に係る譲渡の通知が2以上あったときは、その通知を受けた時（その還付金等の請求権の譲渡登記に係る登記事項証明書（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第2項）が添付された通知については、その登記日時）のいずれか早い通知に係る譲受人に還付する。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 充当</p> <p>（納付すべきこととなっている国税）</p> <p>2 この条第1項の「納付すべきこととなっている国税」とは、納付すべき税額が確定した国税（通則法第15条第3項第2号から第6号までに掲げる国税にあつては、納税告知書が発せられたものに限る。）で、通則令第23条に規定する充当適状にある国税をいう。</p> <p>（充当適状前の充当）</p> <p>6 還付を受けるべき者から還付金等につき充当適状前の国税（納付すべき額が確定しているものに限る。）に充当の申出があつたときは、その申出の日を充当適状日として充当するものとする。この場合における充当の申出は、書面により行わせるものとする。</p>	<p>を、その納付した者にそれぞれ還付するものとする。この場合、その過誤納金で納付の日を同じくする国税にかかるものについては、それぞれの者が納付した額に応じてあん分して計算した額を、それぞれの者に還付するものとする。</p> <p>（還付金等の譲受人への還付）</p> <p>9 還付金等の請求権が譲渡され、民法第467条第1項（指名債権譲渡の対抗要件）の規定による通知があつた場合には、その事実を確認し、その譲渡にかかる還付金等は、その譲受人に還付する。</p> <p>なお、この場合、その譲渡が確定日附のない譲渡通知によつてされ、その支払までの間に確定日附のある譲渡通知があつたときは、確定日附のある証書にかかる譲受人に還付する。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 充当</p> <p>（納付すべきこととなつている国税）</p> <p>2 この条第1項の「納付すべきこととなつている国税」とは、納付すべき税額が確定した国税（通則法第15条第3項第2号から第5号までに掲げる国税にあつては、納税告知書が発せられたものに限る。）で、通則令第23条に規定する充当適状にある国税をいう。</p> <p>（充当適状前の充当）</p> <p>6 還付を受けるべき者から還付金等につき充当適状前の国税（納付すべき額が確定しているものに限る。）に充当の申出があつたときは、その申出の日を充当適状日として充当することに取り扱う。この場合における充当の申出は、書面により行なわせるものとする。</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>（充当の順位）</b></p> <p>7 還付金等<u>を充当すべき未納の国税が2以上ある場合における充当順位は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、順次に本税、附帯税に充当し（通則法第57条第1項、民法第489条第1項参照）、本税と本税の相互間、又は附帯税と附帯税の相互間は、民法第488条第4項第2号及び第3号（同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当）に定めるところに準ずるものとする。</u></p> <p><b>充当適状</b></p> <p><b>（特殊な場合の充当適状の日）</b></p> <p>8 次に掲げる<u>国税及び還付金等の充当適状の日は、それぞれ次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) 相続人の相続開始時の固有の未納の国税と相続により承継した<u>既に</u>生じている被相続人の還付金等<u>又は</u>相続人の相続開始時の固有の還付金等と相続により承継した未納の国税 その相続開始の日</p> <p>(2) 合併法人の合併時の固有の未納の国税と合併により承継した<u>既に</u>生じている被合併法人の還付金等<u>又は</u>合併法人の合併時の固有の還付金等と合併により承継した未納の国税 その合併の日</p> <p>(3) 還付金等の譲受人の譲受時<u>又は</u>転付命令を得た差押債権者の転付時の固有の未納の国税と譲渡<u>又は</u>転付命令により取得した還付金等 その譲渡通知<u>又は</u>転付命令の送達が<u>あつた</u>日</p> <p style="text-align: center;"><b>第58条関係 還付加算金</b></p> <p><b>（譲渡又は転付命令があつた場合）</b></p> <p>6 還付金等につき譲渡通知<u>又は</u>転付命令を受けた場合において、その譲渡通知<u>又は</u>転付命令に還付加算金についての特約<u>又は</u>明示がないときの還付加算金は、次によるものとする。</p>	<p><b>（充当の順位）</b></p> <p>7 還付金等<u>の未納の国税への</u>充当順位は、<u>第34条関係3（弁済充当の順位）に準ずるものとする。</u></p> <p><b>充当適状</b></p> <p><b>（特殊な場合の充当適状の日）</b></p> <p>8 次に掲げる<u>国税および還付金等の充当適状の日は、それぞれ次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) 相続人の相続開始時の固有の未納の国税と相続により承継した<u>すでに</u>生じている被相続人の還付金等<u>または</u>相続人の相続開始時の固有の還付金等と相続により承継した未納の国税 その相続開始の日</p> <p>(2) 合併法人の合併時の固有の未納の国税と合併により承継した<u>すでに</u>生じている被合併法人の還付金等<u>または</u>合併法人の合併時の固有の還付金等と合併により承継した未納の国税 その合併の日</p> <p>(3) 還付金等の譲受人の譲受時<u>または</u>転付命令を得た差押債権者の転付時の固有の未納の国税と譲渡<u>または</u>転付命令により取得した還付金等 その譲渡通知<u>または</u>転付命令の送達が<u>あつた</u>日</p> <p style="text-align: center;"><b>第58条関係 還付加算金</b></p> <p><b>（譲渡または転付命令があつた場合）</b></p> <p>6 還付金等につき譲渡通知<u>または</u>転付命令を受けた場合において、その譲渡通知<u>または</u>転付命令に還付加算金についての特約<u>または</u>明示がないときの還付加算金は、次によるものとする。</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 還付金等の一部がその金額を明示して譲渡された場合には、<u>その譲渡された金額について</u>、譲渡通知を受けた日までのものは、譲渡人に対して支払い、その日の翌日からのものは譲受人に対して支払う。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(1) (同左)。</p> <p>(2) 還付金等の一部がその<u>数額</u>を明示して譲渡された場合には、譲渡通知を受けた日までのものは、譲渡人に対して支払い、その日の翌日からのものは譲受人に対して支払う。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第72条関係 国税の徴収権の消滅時効</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第72条関係 国税の徴収権の消滅時効</b></p>
<p><u>徴収権の時効の起算日</u></p> <p>(徴収権を行使することができる日)</p> <p><u>1</u> この条第1項の「これらにつき徴収権を行使することができる日」とは、次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(徴収権を行使することができる日)</p> <p>この条第1項の「これらにつき徴収権を行使することができる日」とは、次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>
<p><u>民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新</u></p> <p>(裁判上の請求)</p> <p><u>2</u> <u>課税処分</u>の取消訴訟に対する国の応訴行為も裁判上の請求に当たり（昭和43.6.27最高判、平成5.4.16金沢地判参照）、その訴訟に係る国税の徴収権の時効については、その取消訴訟が終了するまでの間は完成せず、その終了の時から新たに進行を始める（民法第147条）。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(催告)</p> <p><u>3</u> <u>催告書</u>、<u>差押予告通知書</u>の送達等による納付の催告については、民法第150条（催告による時効の完成猶予）の規定が準用される（昭和43.6.27最高判）。</p> <p><u>なお、納付の催告により時効の完成猶予の効力が生じた場合には、その効力が生じている期間中に再度催告をしても、再度の催告による時効の完成猶予の効力は生じない（民法第150条第2項）。</u></p>	<p>(新設)</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p><u>（滞納処分）</u></p> <p>4 <u>滞納処分による差押え、換価及び配当については、民法第148条（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）の規定が準用される（徴収法基通第47条関係55参照）。</u></p> <p><u>（搜索）</u></p> <p>5 <u>差押えのため搜索をしたが、差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合は、その搜索が終了した時に時効の更新の効力が生ずる（民法第148条第2項、昭和34.12.7大阪高判、昭和42.1.31名古屋地判参照）。</u></p> <p><u>（注） この場合において、その搜索が第三者の住居等につきされたものであるときは、搜索による時効の更新の効力は、その搜索につき搜索調書の謄本等により納税者に対して通知した時に生じる（民法第154条参照）。</u></p> <p><u>（承認）</u></p> <p>6 <u>国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長、納税の猶予又は換価の猶予の申請、延納の申請又は届出、納付の委託その他国税の納付義務の存在を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時から、これらの行為に係る部分の国税の徴収権の時効が新たに進行する（民法第152条第1項参照）。</u></p> <p><u>（注） 納税の猶予又は換価の猶予の申請に係る部分の国税の徴収権の時効については、その猶予がされている期間内は進行せず、その期間が終了した時から進行する（通則法第73条第4項）。すなわち、猶予期間が終了した時から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。</u></p> <p><u>（一部納付）</u></p> <p>7 <u>納税者による国税の額の一部の納付は、その旨の意思表示が認められる限り、その国税の承認があったものとする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第73条関係 時効の<u>完成猶予及び更新</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>時効の停止 (当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税)</p> <p><u>1</u> この条第4項の「当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税」は、</p>	<p style="text-align: center;">第73条関係 時効の<u>中断および停止</u></p> <p><u>民法の規定の準用による時効の中断</u></p> <p><u>(催告)</u></p> <p><u>1</u> 納付のしよう等催告については、民法第153条（催告）の規定が準用される（昭和43.6.27最高判）。</p> <p><u>(搜索)</u></p> <p><u>2</u> 差押えのため搜索をしたが、差し押えるべき財産がないために差押えができなかつた場合は、その搜索に着手した時に時効中断の効力が生ずる（昭和34.12.7大阪高判、昭和42.1.31名古屋地判）。この場合において、その搜索が第三者の住居等につきされたものである場合は、搜索した旨を搜索調書の謄本等により納税者に対して通知したときに限り、時効中断の効力が生ずる（民法155条の準用）。</p> <p><u>(承認)</u></p> <p><u>3</u> 国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長、納税の猶予又は換価の猶予の申請、延納の申請又は届出、納付の委託その他国税の納付義務の存在を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時に、これらの行為に係る部分の国税の徴収権の時効が中断する（民法147条3号の準用）。</p> <p><u>(一部納付)</u></p> <p><u>4</u> 納税者による国税の額の一部の納付は、その旨の意思表示が認められる限り、その国税の承認があつたものとする。</p> <p>時効の停止 (当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税および利子税)</p> <p><u>5</u> この条第3項の「当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税」は、</p>

国税通則法基本通達（新旧対照表）

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後	改正前
<p>延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予が、<u>本税の額の一部</u>についてされた場合であつても、その<u>本税</u>について併せて納付すべき延滞税及び利子税の全額をいう。</p> <p><b>延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新</b>  <b>（時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等）</b></p> <p><u>2</u> この条第5項の「その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の国税に係る延滞税又は利子税」とは、時効が完成せず、又は時効が新たに進行する本税につき併せて納付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。</p> <p><b>（納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等）</b></p> <p><u>3</u> この条第6項の「納付されたとき」とは、納付すべき本税の全額が納付されたときをいい、同項の「その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税」とは、完納となった本税につき併せて納付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。</p>	<p>延納、納税の猶予または徴収もしくは滞納処分に関する猶予が、<u>国税の額の一部</u>についてされた場合であつても、その<u>国税</u>についてあわせて納付すべき延滞税および利子税の全額をいう。</p> <p><b>延滞税または利子税についての時効の中断</b>  <b>（時効が中断する延滞税または利子税）</b></p> <p><u>6</u> この条第4項「その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税」とは、時効が中断された国税または納付された国税につきあわせて納付すべき延滞税または利子税の全額をいう。</p> <p>（新設）</p>